

防犯活動の推進について

平成 22 年 2 月 15 日

市 民 部

1 盛岡市の防犯活動について

現在盛岡市では「盛岡市防犯協会」を中心に「暴力団追放盛岡市民会議」等の市民団体と連携しながら安全なまち盛岡を実現するため市民活動を中心に展開してきたところであり、盛岡市の犯罪認知件数は減少傾向となっている。

近年、新たな犯罪の手口として、携帯電話やインターネットによる犯罪やオレオレ詐欺のように高齢者や子供たちを対象にした犯罪の被害が増加していることなどから、今回条例を制定し、犯罪被害から市民を守るために市民と行政が一丸となった防犯活動を更に推し進めることとするものである。

2 条例案作成までの経緯

平成 21 年 4 月～7 月 市民との研究会の開催 5 回実施

6/8, 6/29, 7/6, 7/21, 7/27, うち 6/29・7/6 はワークショップによる討議（市町連, 玉山地区自治連, 市防犯協会, PTA 連合会, 市子ども会育成会連絡協議会）

平成 21 年 9 月 パブリックコメント（1 回目）実施

平成 21 年 9 月～11 月 庁内意見照会及び庁内検討会実施 9/16, 11/6

平成 21 年 12 月～22 年 1 月パブリックコメント（2 回目）実施

3 （仮称）盛岡市防犯活動推進条例について

（1） 制定の目的

市民、事業者及び市が協働して、それぞれの役割に応じた防犯活動を推進することにより防犯に関する意識の高揚を図り、多様化する犯罪の被害のない安全に安心して暮らせる地域社会を実現しようとするものである。

（2） 条例の内容

（ア）市、市民及び事業者の責務を定める。

（イ）市長は、防犯活動の推進に関し必要な施策を総合的に推進するための計画を策定するものとする。

（ウ）市は、啓発活動等による防犯活動の支援、人材育成、要援護者に対する情報提供等の支援及び防犯教育への支援を行うものとする。

（エ）土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者は、防犯に配慮した措置を講ずるよう努めるものとする。

（オ）防犯活動の推進に関し必要な事項について審議するため、市長の附属機関として盛岡市防犯活動推進協議会を設置する。

(3) 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

4 条例制定に伴う平成 22 年度事業について

(1) 協議会の設置

(2) 推進計画の策定

(3) 街路灯設置補助の予算額の増額

(4) 防犯活動支援事業の実施